

**改正**

昭和48年12月24日条例第34号

昭和53年9月28日条例第28号

昭和57年3月31日条例第11号

昭和57年12月17日条例第37号

昭和60年3月26日条例第16号

昭和62年12月22日条例第28号

平成6年9月19日条例第36号

平成7年3月23日条例第12号

平成9年12月15日条例第37号

平成14年9月18日条例第41号

平成15年3月26日条例第10号

平成17年3月30日条例第8号

平成18年3月31日条例第22号

平成18年9月19日条例第43号

平成20年3月28日条例第9号

平成20年6月30日条例第32号

平成23年3月30日条例第8号

平成26年10月3日条例第38号

平成31年3月29日条例第16号

令和元年7月1日条例第3号

令和4年3月31日条例第3号

令和4年12月23日条例第51号

奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、ひとり親家庭等に対して医療費の一部を助成し、もつてひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

**第2条** この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であるものとする。

（1） 本市内に住所を有する者で、次のいずれかに該当するもの

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子（以下「配偶者のない者」という。）であつて、18歳未満の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間は、18歳未満の児童とみなす。以下同じ。）を現に扶養しているもの

イ 法附則第3条に規定する父母のない児童（以下「父母のない児童」という。）のうち18歳未満の児童

ウ イに掲げる児童を現に養育している配偶者のない者又は婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたことのない者

（2） 本市内に住所を有する配偶者のない者に扶養されている18歳未満の児童

（3） 本市内に住所を有する者に扶養又は養育されている父母のない児童のうち18歳未満の児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。

（1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けて医療が行われる者

（2） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の適用を受けて医療が行われる者

（3） 前2号に掲げるもののほか、全ての医療費（国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合にあつては、当該法令の規定によつて対象者が負担した額）の全額が法令等の規定により支給される者

（4） 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年奈良市条例第12号）の適用を受けて医療費の助成を受ける者

（助成の範囲）

**第3条** 医療費の助成は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によつて対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）について行うものとする。

（1） 健康保険法（大正11年法律第70号）第85条第2項に規定する食事療養標準負担額及び同法

第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額に相当する額

(2) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額

(3) 市長が別に規則で定める額

(助成の方法)

**第3条の2** 医療費の助成は、対象者が病院若しくは診療所又は薬局等で医療を受けた場合に、規則で定めるところにより、市長が助成金を対象者に支払うことにより行う。ただし、市長が必要と認めるときは、対象者の保護者（親権を行う者又は後見人等をいう。）に支払うことにより行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、対象者（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）が市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等（以下「指定医療機関」という。）で医療を受けた場合には、市長は、前条の規定により当該対象者に支給すべき助成金の額の限度において、その者が当該指定医療機関に支払うべき費用を、その者に代わり当該指定医療機関に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた対象者に対し、助成金の支給があつたものとみなす。

(証明書の交付等)

**第4条** 市長は、対象者に対し、対象者であることを示す証明書を交付するものとする。

2 対象者は、前項の証明書を指定医療機関において医療を受ける際に提示しなければならない。

(届出)

**第5条** 対象者は、住所を変更したときその他規則で定める事由が生じたときは、その旨を速やかに市長に届けなければならない。

(受給権の保護)

**第6条** 助成金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(助成金の返還)

**第7条** 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者に対しては、市長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(損害賠償との調整)

**第8条** 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成金の額に相当する金額を返還させ

ることができる。

(委任)

**第9条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、昭和48年7月1日から施行する。

**附 則** (昭和48年12月24日条例第34号)

この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

**附 則** (昭和53年9月28日条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

(奈良市老人医療費の助成に関する条例の一部改正)

2 奈良市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年奈良市条例第22号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

3 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和47年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則** (昭和57年3月31日条例第11号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和57年12月17日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に行われた医療に係るこの条例による改正前の奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則** (昭和60年3月26日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和59年10月1日（以下「適用日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例の規定により適用日以後に行われた医療に係る医療費の助成を行つているときは、改正後の条例の規定により医療費の助成を行つたものとみなす。

**附 則**（昭和62年12月22日条例第28号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

（経過措置）

3 施行日の前日において65歳以上である者（中略）第3条の規定による改正後の奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例の規定により医療費の助成を受けることができる者を除く。）については、改正前の条例（中略）の規定は、なおその効力を有する。

**附 則**（平成6年9月19日条例第36号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

（奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第2条の規定による改正後の奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成7年3月23日条例第12号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**（平成9年12月15日条例第37号）

この条例は、平成10年1月1日から施行する。（後略）

**附 則**（平成14年9月18日条例第41号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

**附 則**（平成15年3月26日条例第10号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17年 3 月30日条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の（中略）奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例（中略）の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成18年 3 月31日条例第22号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 前項の規定による改正後の奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成18年 9 月19日条例第43号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 （前略）第 2 条の規定による改正後の奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例（中略）の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成20年 3 月28日条例第 9 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例（中略）の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成20年 6 月30日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成23年 3 月30日条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正）

- 3 奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

**附 則**（平成26年10月 3 日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成31年 3 月29日条例第16号）

**改正**

令和元年 7 月 1 日条例第 3 号

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例、奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（令和元年 7 月 1 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和 4 年 3 月31日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和 4 年12月23日条例第51号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日

から施行する。

(1) 第1条中奈良市子ども医療費の助成に関する条例第1条の2の改正規定 令和5年4月1日（以下「第1号施行日」という。）

(2) 第1条中奈良市子ども医療費の助成に関する条例第3条の2第2項の改正規定並びに第2条及び第3条の規定 令和5年6月1日（以下「第2号施行日」という。）

（実施のための準備）

3 この条例による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例第3条の2第2項、奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第3条の2第2項及び奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例第3条の2第2項の規定により新たにこれらの規定の適用を受けることになる者に係る医療費の助成に関し必要な行為は、第2号施行日前においても行うことができる。

（経過措置）

5 この条例による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例第3条の2第2項、奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第3条の2第2項及び奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例第3条の2第2項の規定は、第2号施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、第2号施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。